



島根県報

平成17年11月25日 (金)
第 1,730 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課) 1
解除予定保安林	(森林整備課) 1
保安林予定森林(2件)	(") 2
地籍調査の成果の認証	(用地対策課) 3
道路の供用開始	(道路維持課) 3
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(") 3
廃川敷地等の発生	(河川課) 3
公 告	
ネットワーク型プリンタの購入に係る一般競争入札の実施	(警察本部) 4
教委公告	
平成18年度島根県教育職員(寄宿舍指導員)採用候補者選考試験の実施	(高校教育課) 5
公安規則	
島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部) 7
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(") 7
正 誤	
平成17年5月24日付け島根県報第1,677号中	(森林整備課) 10
平成17年9月30日付け島根県報第1,714号中	(") 10

告 示

島根県告示第1,214号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成17年11月25日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
幡 城太郎	内科	幡医院	松江市片原町87	平成17年10月31日

島根県告示第1,215号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年11月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市吉田町吉田字町4138 - 80
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第1,216号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年11月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市鹿島町佐陀本郷字寺ノ向748 - 1、字峯谷754 - 1、字廻谷2612 - 2、字縄手ノ空2613、字堂ノ空2614 - 1、2614 - 3、2615、2616、字峯峠2618 - 2、2618 - 3、2620 - 1、2620 - 2、2621、字土屋2622、2623
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,217号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年11月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀1400 - 1、1406、1407 - 1、1407 - 2、1407 - 3
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,218号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年11月25日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
美郷町	平成13年度～17年度	19枚	1冊	坂根	平成17年11月15日
美郷町	平成14年度～17年度	49枚	1冊	湯谷	平成17年11月15日

島根県告示第1,219号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田港線	益田市中島町イ646番2地先から同町イ283番4地先まで	メートル 423.00	平成17年 11月25日	益田土木建築事務所	

島根県告示第1,220号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年11月25日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定 年月日
一般国道	431号	出雲市大社町杵築東字矢野道3284番27地先から同町杵築東字砂子53番2地先まで	下り線	平成17年 11月25日

島根県告示第1,221号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次

のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年11月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系朝酌川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年11月25日
- 3 廃川敷地等の位置
松江市西川津町字荒楨650番8から
松江市西川津町字荒楨649番7まで(12筆)
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,903.41平方メートル

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月25日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 入札の内容
 - (1) 入札の件名
ネットワーク型プリンタの購入
 - (2) 物品の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成18年2月28日
 - (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(1)情報処理機器」又は大分類「4 機械器具類」中分類「(5)電気通信機器」に格付Aで登載された者であること。
 - (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。
 - (4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年11月25日から11月30日までの間、上記 3 の(1)の場所において交付する。
(交付時間は土日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月 5 日 (月) 午後 3 時
イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階大会議室
ウ 開札 即時開札

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額 (入札金額に消費税等の額を加算した額) の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

教 育 委 員 会 公 告

平成18年度島根県教育職員 (寄宿舍指導員) 採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成17年11月25日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

1 目的

この選考試験は、平成18年度島根県立学校の教育職員 (寄宿舍指導員) の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、職務の概要、試験の程度及び採用予定人数

募集職種	職務の概要	試験の程度	採用予定人数
寄宿舎指導員	盲学校、ろう学校、養護学校の寄宿舎において、児童生徒等の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	高校卒業程度	2名程度

- (注) (1) 採用予定人数は、変更する場合があります。
 (2) 勤務場所は、島根県内の特殊教育諸学校(盲・ろう・養護学校)です。
 なお、採用後は全県を範囲とした異動があります。

3 出願資格

- (1) 昭和46年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者

4 出願手続

- (1) 出願期間 平成17年11月22日(火)から12月5日(月)(必着)まで
 ただし、郵送の場合は、平成17年12月3日(土)消印有効とします。

- (注) (1) 封筒の表に「教育職員(寄宿舎指導員)選考試験願書在中」と朱書してください。
 (2) 持参の場合の受付時間は、月~金曜日の9時~17時とします(祝祭日は除く。)

- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課
- (3) 受験票は、12月6日(火)以降に郵送します。受験票が12月13日(火)までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

5 提出書類

(1) 平成18年度島根県教育職員(寄宿舎指導員)採用候補者選考試験願書	様式1によること。 (注) 必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。	1通
(2) 健康診断書	様式2によること。	1通
(3) 「寄宿舎指導員としての抱負」	様式3によること。	1通
(4) 連絡用封筒	封筒角形2号(33.2cm×24.0cm)に330円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける。)を明記すること(封筒の口には両面テープを貼ること。)	2通

- (注) 受験票用の写真について 願書受け後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日には必ず持参してください。

6 選考試験

- (1) 試験日及び試験場
 期日 平成17年12月18日(日)
 受付 午前8時20分から8時50分まで
 場所 島根県立松江教育センター 松江市内中原町255-1
- (2) 試験内容
 教養試験(一般教養、教職教養、特別支援教育に関する専門教養)、適性検査、面接試験(場面指導を含む。)
 (注) 詳しくは、受験票送付の際に通知します。

7 選考結果通知等

- (1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、採用候補者名簿に登載します。その結果は、平成17年12月28日(水)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。
 あわせて高校教育課ホームページ(<http://www.pref.shimane.jp/section/koukou/>)に掲載します。
- (2) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

(3) 選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

8 その他

(1) 問合せ先

島根県教育庁高校教育課 0852 - 22 - 5411

(2) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(3) 給与

給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

(平成17年4月1日現在)

	高校卒(満18歳)	短大卒(満20歳)	大学卒(満22歳)
初任給(円)	147,400	160,800	187,700

この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されま
す。

なお、本県では厳しい財政状況の中、財政改革の取り組みとして、給料の減額措置を行っています。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月25日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第15号

島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則

島根県警備業法施行細則(昭和58年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第1項」を「第17条第1項」に、「第11条の7」を「第43条」に改める。

第3条第2項第2号中「警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)」を「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)」に、「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同項第3号中「第1条第1項」を「第1条第5号」に、「核燃料物質等運搬警備業務及び」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する」に改め、同条第3項第2号中「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月25日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第16号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法の部を次のように改める。

警備業法（昭和47年法律第117号）	第4条	警備業の認定
	第5条第1項及び第7条第4項	認定申請書・認定更新申請書の受理
	第5条第2項	認定の通知及び認定証の交付
	第5条第5項	認定証の再交付
	第7条第2項	認定証の有効期間の更新
	第11条第2項	他の公安委員会への変更内容の通知
	第11条第3項	認定証の書換え
	第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付
	第22条第2項第1号	警備員指導教育責任者講習の実施
	第22条第2項第2号	警備員指導教育責任者講習課程修了者と同等以上の知識及び能力のある者の認定
	第22条第5項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）書換え申請書の受理及び書換え
	第22条第6項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）再交付申請書の受理及び再交付
	第22条第7項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）の返納受理
	第22条第8項	現任警備員指導教育責任者講習の実施
	第23条第1項	警備員等の検定の実施
	第23条第4項	合格証明書の交付
	第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付
	第42条第2項第1号	機械警備業務管理者講習の実施
	第42条第2項第2号	機械警備業務管理者講習課程修了者と同等以上の知識及び能力のある者の認定
	第46条	報告の徴収
第47条第1項	警察職員に立入検査をさせること。	
第48条	警備業者に対する指示	
第50条第2項	聴聞の期日及び場所の公示	

別表警備業法の部の次に次のように加える。

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）	附則第5条	検定合格者の審査
-----------------------------	-------	----------

別表警備業法施行規則の部、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の部及び警備員等の検定に関する規則の部を次のように改める。

警備業法施行規則 (昭和58年総理府令 第1号)	第4条第2項	公安委員会があらかじめ指定する医師の診断を受けること の要求
	第9条	更新認定証の交付
	第20条第1項	認定証書換え申請書の受理
	第39条第3項	警備員指導教育責任者の選任に関する承認
	第42条第1項(第63条第1 項において準用する場合を 含む。)	資格者証交付申請書の受理
	第63条第2項	公安委員会があらかじめ指定する医師の診断を受けること の要求
警備員指導教育責任 者及び機械警備業務 管理者に係る講習等 に関する規則(昭和 58年国家公安委員会 規則第2号)	第2条(第13条において準 用する場合を含む。)	講習の公示
	第3条第4項	警備業務に関する知識及び能力の認定
	第4条(第13条において準 用する場合を含む。)	受講申込書等の受理
	第7条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付
	第7条第2項(第12条第2 項において準用する場合を 含む。)	修了証明書再交付申請書の受理及び再交付
	第10条	現任警備員指導教育責任者講習の通知
	第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付
警備員等の検定等に 関する規則(平成17 年国家公安委員会規 則第20号)	第6条第3項	検定実技試験員の指定
	第7条	検定の公示
	第8条第2号	警備業務に関する知識及び能力の認定
	第9条	検定申請書の受理
	第10条	受検票の交付
	第11条	成績証明書の交付
	第12条第1項	成績証明書の書換え申請書の受理及び書換え
	第12条第2項	成績証明書の再交付申請書の受理及び再交付
	附則第9条	検定合格者審査の公示
	附則第10条	審査申請書の受理

別表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の部第59条の2第5項の項中「第59条の2第5項」を「第59条第5項」に改め、同部第59条の2第6項及び第7項の項中「第59条の2第6項及び第7項」を「第59条第6項及び第7項」に改め、同部第59条の2第9項の項中「第59条の2第9項」を「第59条第9項」に改め、同部第59条の2第10項の項中「第59条の2第10項」を「第59条第10項」に改める。

別表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の部第17条の5の2の項中「第17条の5の2」を「第50条」に改め、同部第17条の5の3第1項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)の項中「第17条の5の3第1項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)」を「第51条第1項」に改め、同部第17条の5の3第2項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)の項中「第17条の5の3第2項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)」を「第51条第2項」に改める。

別表放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の部第18条の2第5項の項中「第18条の2第5項」を「第18条第5項」に改め、同部第18条の2第6項の項中「第18条の2第6項」を「第18条第6項」に改める。

別表放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の部第17条の2の2の項中「第17条の2の2」を「第18条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の部の改正規定及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の部の改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

正 誤

平成17年5月24日付け島根県報第1,677号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から6	立木の伐採の限度	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

平成17年9月30日付け島根県報第1,714号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	下から18	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」